

学校経営のポイント

“丸腰・無防備”での外部者対応の見直し

若井 彌一

暗がりでも、深夜の時間帯でもない。昼間の勤務時間中に、小学校教職員が殺傷される事件が発生した。子どもから、また保護者からも信頼の厚かった教員が、無分別な行為の犠牲にされてしまったことは残念至極である。

“起きてはならぬ事件”が発生する現実

学校安全神話の崩壊などと誇張した表現をするこの是非はともかく、このような事件が発生した事実を、「困ったことだ」と嘆くだけで済ませるわけにはいかない。同種の事件を防止するために、どのような方策を現実的にとりうるかを考えてみなくてはならない。

公立学校は、「公の営造物」（国家賠償法第2条第1項）に該当し、また、地方自治法上の「公の施設」（第244条第1項）に該当する施設であるが、その本来の利用者は、学校教育を受ける児童・生徒等である。実際には、児童・生徒等だけでなく、その保護者、さらには地域の住民、関係業者等も定期的または臨時的に利用者となることがある。

ポイントの1つ目は、これら本来の利用者以外の人々（便宜的に第2次的利用者と呼ぶ）の学校利用に関して、どの程度まで具体性のある協力と、必要と判断される規制（制限）を学校側として求めうるかである。

しかし、これらの第2次的利用者に対して行いするのは、危険物（容易に他人を殺傷することのできる刀剣類や銃、爆発物の類）を持ち込まないことの協力依頼までであって、個々の利用者に対しての所持品検査を実施することには無理がある。第2次的利用者に対して危険物の持ち込みを行わないことをさらに協力依頼するだけでも、学校側の安全対策についての自覚的態度と方針を訴える効果は十分に

あると予想されるので、この点は徹底したい。

不審者・不法侵入者への具体的備え

ポイントの2つ目は、不審者や不法侵入者への具体的な備えをすることである。銀行等の金融機関と異なり、学校に大金が保管されていないことは常識となっており、多発する経済的目的の犯罪によけいな神経を使わなくてもよいことは幸いであるが、世の中にはこの種の犯罪だけでなく、今回のように、小学校時代にいじめられたことを遠因として説明する類の犯罪も、ときには発生する。

今回の事件についての容疑者の真の動機が何なのか、まだ判然としないけれども、過去の学校時代のことを逆恨みしての犯罪は、これまでも例を重ねていることに注意したい。大阪教育大学附属池田小学校の児童・教職員らを殺傷した犯人が、かつて自分が受験して合格できなかった小学校を犯行の場として選んだことは記憶に新しい。

どのような不当な動機と不法な行為であれ、わが国の学校は、多くの場合、不審者・不法侵入者に対する具体的な対応策を本格的に検討して実践するという経験が浅い。それをしないで済んできたことは幸いであったけれども、学校の内部者による犯罪を含め、学校での教職員や児童・生徒の生命を脅かす事件が多発する現実をふまえ、不審者・不法侵入者に対する具体的な対応策を講じることが必要となっている。教育委員会、学校、警察の三者連携に期待されるところが大きい。

（わかい・やいち＝上越教育大学教授）

『教職研修資料』メール配信のお知らせ！
（<http://www.kyouiku-kaihatu.co.jp/kenshu>）
メール配信ご希望の先生は、上記 URL をご覧ください

●新刊案内●

最新刊 好評発売中！

教育開発研究所刊

資料と5肢択一演習で把握する新年度の経営課題！ 菱村幸彦【監】A5判280頁・定価2625円

教職研修'05 情報版

《座談会》義務教育費国庫負担制度のゆくえと義務教育改革
《学校の危機管理》新潟県中越地震の教訓
《5肢択一演習》資料から読みとる新年度学校経営の課題